

◎新潟県告示第575号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年4月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県十日町市松之山橋詰字居村96の4、100の4、100の8
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため